

【お知らせ】「2025年旅券」の発給開始予定について

2025年1月17日

1 旅券の仕様変更と申請から交付までの必要日数の増加

2024年9月25日の領事メールにてお伝えさせていただきましたとおり、**2025年3月24日(月)**から、旅券（パスポート）の偽変造対策を強化するため、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給開始を予定しております。現在お持ちの旅券は有効期間まで使えます。この機会に有効期間をご確認ください。

現在は、旅券の申請から交付まで約5日（開館日）で行っておりますが、3月24日（月）以降は、旅券が日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、**一ヶ月程度の日数を要すること**となります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

具体的には、今後当館ホームページ等でご案内いたしますが、現在と比べて旅券の発給に時間を要することになるため、この機会に、改めて、**現在お持ちの旅券の有効期間が十分かご確認いただき、早めの旅券の切替申請をご検討下さい**（旅券の残存有効期間が1年未満の場合に切替申請が可能です。）。

なお、具体的な交付日については、申請時に予定時期（目途）をお伝えしますが、交付準備が整った段階で再度メールにてご連絡します。

2 郵送による書面申請の場合の遠隔地にお住まいの方の仮申請制度の終了

これまで、当館から遠方にお住まいで、書面での申請を希望する邦人の方には、領事出張サービス実施日や、当館への来館予定日までに、旅券発給申請書を事前郵送いただき、当日にご本人が受領のために来館される前提で、同日に旅券を交付していました。

一方、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため**3月24日(月)以降、郵送による申請受付は終了いたします**。このため、郵送にて申請を希望される場合には、**3月14日(金)まで(PO BOX書類必着)**に申請し、**3月21日(金)までに交付**が必要です。

また、遠方にお住まいの方におかれでは、**是非オンライン申請の利用をご検討ください**。十分に時間もってオンライン申請いただければ、領事出張サービス時に旅券を交付することができます。また、来館時の交付をご希望される場合でも、来館は交付時の1回のみとなります。オンライン申請の利用方法は、下記のリンクからご確認ください。

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-online-passport.html

3 本邦ご親族の旅券

本邦のご家族においても、具体的な渡航予定がなくても、急遽渡航する必要が生じる場合に備え、旅券を取得しておくようご助言をお願いします。